

「北九州市の地域福祉 2011～2020」 これまでの取組みと今後の課題

本市では、「北九州市の地域福祉 2011～2020」における基本的理念を「市民一人ひとりがきずなを結び共に支え合う地域福祉のまちづくり」と定め、下記の体系図のとおり基本目標と取組みの方向性を設定し、取り組んできました。

「北九州市の地域福祉 2011～2020」の体系

【基本理念】

市民一人ひとりがきずなを結び 共に支え合う地域福祉のまちづくり

【基本目標】

地域福祉意識の醸成
と支え合いの関係づくり

地域の保健福祉活動
への参画とネットワー
ク化の促進

必要なサービスを適切
に提供するための
仕組みづくり

【取組みの方向性】

市民の地域福祉に対する
意識の醸成

お互いに支え合う
関係づくりの促進

地域の保健福祉活動の促進

支援を必要とする人に対する
支援ネットワークの構築

適切なサービス利用の実現
のための仕組みの構築

新たな生活課題への対応

【基本目標 1】地域福祉意識の醸成と支え合いの関係づくり

◆市民の地域福祉に対する意識の醸成

地域福祉を実現するためには、市民一人ひとりが地域を構成する一員であることを自覚し、支え合いや助け合いなど地域福祉の重要性を理解し、行動に結び付けていく必要があることから、各種啓発活動に努め、家庭・地域・学校が連携した人権教育や福祉教育などを通じて、市民の地域福祉に対する意識の醸成を促してきました。

【主な取り組み】

① 「北九州市の地域福祉」の普及・啓発

パンフレット「共に支え合う地域福祉のまちづくり」を作成、配布、出前講演など、様々な機会を通じて「北九州市の地域福祉」の広報・啓発に努めました。

② 福祉・ボランティア教育の推進

小中学生自らが、地域社会の一員であることを理解し、他人を思いやる心やボランティア精神を育むことができるよう、福祉ボランティア教育用の副読本の作成、配布、また、高齢者や障害がある人との交流やボランティア体験活動などを実施しました。

③ 家庭・地域・学校の連携の推進

地域ぐるみで子どもを見守り育む意識を高め、地域全体で子どもの健全育成に取り組む機運を醸成するため、中学校区単位の「学校支援地域本部（2020年から地域学校協働本部）」を設置し、地域の協力のもと学校の教育活動を支援する体制づくりを推進しました。

また、保護者や地域の方などを「スクールヘルパー」として登録し、様々な知識や経験を活かしながら、ボランティアとして教育活動を支援する体制を整備しました。

さらに、市民センターで「生涯学習市民講座（子どもの健全育成に取り組む講座）」を実施し、子どもたちに様々な体験活動の機会を提供するなど、地域全体で子どもの健全育成に取り組みました。

④ 地域で暮らすすべての人の人権の尊重

市民一人ひとりが人権尊重の大切さを実感し、人権を尊重したまちづくり活動を推進できるよう、人権啓発、人権教育に取り組みました。「人権推進センター」では、人権啓発行事の開催や、啓発資料の作成、「人権の約束事運動」などの事業を実施しました。また、「市民センター」では、人権市民講座や家庭教育学級などでの人権学習、人権コーナーの設置などの事業を実施しました。

◆お互いに支え合う関係づくりの促進

加齢などによる心身機能の低下や障害などに伴う生活上の問題を抱える人であっても、その人が持つ能力や意欲を生かして社会参加できるような環境の整備や、地域における市民の交流・ふれあいを促進するための各種事業などを推進するとともに情報発信に努めるなど、日常的に顔の見える、お互いに支え合う関係づくりを促進してきました。

【主な取り組み】

① 地域における交流の場づくりの促進

高齢者のサロン事業への助成や、「親子ふれあいルーム」を運営するなど、地域の中で住民同士がふれあう機会を提供し、また見守りの拠点ともなる地域の居場所づくり（サロン活動）を促進しました。

② 高齢者や障害のある人の社会参加の支援

「障害者しごとサポートセンター」を拠点に、障害者本人の能力や特性に応じたきめ細やかな対応を行うとともに、新たな職場開拓、就労移行支援に対する効果的な支援への取組みなどを通じて障害者雇用を促進しました。

また、要介護等と認定された高齢者や重度障害者等の居住する住宅をバリアフリー等に改修する場合の助成を行いました。

さらに、障害者差別解消法及び障害者差別解消条例に基づき、相談から紛争までの一貫した体制を整備して、障害を理由とする差別の解消に努めるほか、市民や事業者を対象に出前講演などを実施し、障害や障害のある人について理解が深まるよう啓発活動に取り組んでいます。

③ 認知症対策の一体的な推進

認知症を正しく理解して、認知症の人を地域で温かく見守り支える「認知症サポーター」は令和元年度までに 94,100 人養成されています。

また、認知症の本人や家族が気軽に相談できる「認知症コールセンター」を活用し、精神面での効果的な支援を行ってきました。

◆課題

- (1) 地域における様々な課題や互助活動に関心を示さない人たちに対し、地域社会から恩恵を受けていることを理解し、地域の一員として当事者意識を持ってもらう必要がある。
- (2) 町内会や社協、NPOなどそれぞれの団体の活動内容や経費の使途のあり方や、組織そのものの必要性などについて様々な意見があるため、地域住民への積極的な情報発信により、若年層や商店街、企業、大学生などあらたな協力者になり得る人々や団体からの理解の促進や協働が必要である。

(3) 地域福祉の基盤とも言うべき、自治会などの地縁団体の加入率は年々低下する一方であるとともに、加入者の高齢化や役員のなり手不足などの問題で活動そのものが停滞しているところもある。

(4) 高齢を理由に地域の町内会活動やボランティア活動を辞めてしまう人や趣味などの生涯学習から遠ざかる人が増えてきており、日常的な暮らしの中に「生きがい」や「健康」の大切さが感じられる機会が必要である。

【基本目標 2】地域の保健福祉活動への参画とネットワーク化の促進

◆地域の保健福祉活動の促進

地域の保健福祉活動を活性化するため、地域情報の交換や地域における福祉活動の強化、地域におけるネットワークの充実・強化を進めるとともに、社会福祉協議会とも連携し、ボランティア情報の収集・提供の充実や、地域福祉の担い手となる地域リーダーやボランティアリーダーの育成を実施しました。

【主な取り組み】

① 活動に携わる人材の育成支援

社会福祉ボランティア大学校や年長者研修大学校において、地域福祉活動やボランティア活動を担う人材育成のため、研修や講座を開催しました。

また、生涯学習総合センターや市民センターでの学習活動や地域での実践的な活動、ボランティア活動などを通して、市民ニーズや社会ニーズを踏まえた活動をリードする人材を育成しました。

② 地域で活動しやすい環境づくり

民生委員・児童委員や福祉協力員など、地域福祉のネットワークを構成する地域住民や地域活動団体などが地域で活動しやすい環境づくりを進めるため、各区にいのちをつなぐネットワーク担当係長や地域支援コーディネーターを配置し、相談や活動のアドバイスなどを行いました。

③ 地域における健康づくり活動の推進

地域における健康づくり・介護予防を推進するリーダー育成のため、「健康づくり推進員」を令和元年度までに 676 人養成するとともに、個人やグループの関心に合わせて選択できるよう各種介護予防プログラムを提供しています。

また、まちづくり協議会が健康づくり推進員や食生活改善推進員と連携し、医師会や歯科医師会等の専門家、行政の協力により、市民センター等を拠点とした健康づくり事業を実施しました。

④ 分かりやすい情報提供の促進

「高齢者のためのサービスガイド」、「障害福祉ガイド」、「こそだて情報」などの作成や、市政だより・市のホームページなどの広報媒体を通じて、地域の保健福祉活動や公的サービスに関する分かりやすい情報の提供に努めました。

◆支援を必要とする人に対する支援ネットワークの構築

支援を必要とする人が孤立しないように、地域ぐるみで支え合い・助け合いの精神を発揮できる支援ネットワークの充実・強化を図りました。

また、要介護認定を受けた一人暮らしの高齢者や障害者など、特別な支援を必要とする人に対する災害時の避難支援体制を整備してきました。

【主な取り組み】

① いのちをつなぐネットワーク事業の充実・強化

地域における既存ネットワークや見守りの仕組みを結び付け、セーフティネットの網の目を細かくすることにより、何らかの支援を必要とする人が周囲から孤立し、様々な制度やサービスが受けられない状態に陥ることがないように、「見つける」「つなげる」「見守る」をキーワードに、「命をつなぐネットワーク推進会議」を設置し、見守り・支援体制を強化しました。

② 区保健・医療・福祉・地域連携推進協議会活動の推進

各区の特性を生かしながら、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、各区の「保健・医療・福祉・地域連携推進協議会」の活動を支援しました。

③ 関係機関の連携の強化

認知症行方不明者の早期安全確保のためのSOSネットワークの構築、「障害者虐待防止センター」の設置、若者の自立支援を行う「子ども・若者応援センター『YELL』」の設置など、支援を必要とする人に対して、重大な事態を未然に防ぐとともに適切な支援を行うことができるよう、関係機関同士が連携を強化しました。

④ 避難行動要支援者避難支援事業の推進

災害対策基本法及び国の取組みを踏まえ、災害発生時に、自力又は家族等の支援で避難することが困難な高齢者や障害者を事前に把握し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、平常時からその情報を地域に提供することにより、災害時において自助・共助による避難支援の仕組みづくりを促進しました。

また、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人を受け入れることができる「福祉避難所」を設置するため、民間の福祉施設と協定を結んでいます。（現在81か所）

◆課題

(1) 地域や社会に貢献したいと思っている人やボランティア活動に関心のある人は多いが、実際には、活動に参加する時間がない、活動に参加する際の経費（交通費など）の負担が大きい、ボランティア等の十分な情報がないなどの理由で活動している人が少ない。

(2) ボランティアにとって無償性は重要な要素ではあるが、ボランティア活動の多様性や継続性、参加意欲を高めるためには、その活動が社会的に評価されることや、実費を受け取る活動、提供した労働価値を超えない範囲で報酬を受け取る活動など様々なケースに応じた幅広い視点で考える必要がある。

(3) 地域福祉の担い手が不足している中、大学生や高校生などの若い人を地域活動の中に積極的に受け入れるための地域と大学・高校を結ぶ機会や場づくりが求められる。

(4) 仕事や家事・育児などの合間の時間で気軽にボランティア活動へ参加できるためのボランティア情報の提供や、ワーク・ライフ・バランスや社会貢献の視点から社員等のボランティア活動への参加を企業等へ促していくことが重要である。

(5) 高齢化率が高く、コミュニティの機能が弱くなっている地域では、民生委員・児童委員、福祉協力員の連携がますます重要となっており、校（地）区社会福祉協議会、まちづくり協議会、自治会など様々な地域団体が役割分担しながら協働して地域課題に対応する必要がある。

(6) 一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加、核家族化など、家庭内の支え合いの機能の低下する中で、老老介護やダブルケアなど多様化・複雑化する問題を解決するためには、様々な専門職やボランティア、行政の連携をコーディネートできる人材が必要となっている。

【基本目標3】 必要なサービスを適切に提供するための 仕組みづくり

◆適切なサービス利用の実現のための仕組みの構築

サービスの受け手側の視点に立ったわかりやすい情報提供の推進や、気軽に相談でき、必要なサービスの支援に迅速につながるための体制の充実・強化を図りました。

また、高齢者や子育て中の人、障害のある人に対する行政サービスなど、行政としてしっかりと対応していくための体制を整備しました。

【主な取り組み】

① 相談・支援窓口体制の機能強化

障害者の家族や本人からの相談を受ける「障害者基幹相談支援センター」や、「子ども・家庭相談」コーナー、本市と公益社団法人北九州高齢者福祉事業協会が「地域の身近な相談拠点に関する協定を締結し、介護施設等に「まちかど介護相談室」を開設するなど、個人や家庭、地域が抱える様々な課題などに対して、総合的かつ迅速に対応していくための相談・支援体制を強化しました。

② 地域包括支援センターの運営

地域包括支援センターの職員が、地域の高齢者サロンや昼食交流会等の集いの場に出向き行う「高齢者いきいき相談」の継続や家庭訪問による相談等、アウトリーチを実践することで高齢者に関する相談に適切・迅速に対応しています。

また、職員の増員や研修の実施のほか、従来隔月開催だった地域ケア個別会議を毎月開催する等、多様化・複雑化する困難ケースにも柔軟に対応できるよう体制の充実と質の向上を図りました。

③ 家庭訪問や身近な施設における相談の実施

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を保健師などが訪問したり、「スクールカウンセラー」、「スクールソーシャルワーカー」など、保育所や幼稚園、学校などの身近な施設において子育て相談や情報の提供を行い、住民の身近な場所での相談を実施しました。

④ 福祉サービスの質の向上の支援

介護サービス従事者への各種研修の実施、保育の質の向上のための研修会の開催などを通じて、利用者のニーズに合った質の高いサービスを提供するため、質の向上に取り組みました。

⑤ 地域福祉権利擁護事業の実施支援

認知症高齢者や障害者等のうち判断能力が不十分な者に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行うことにより、地域において自立した生活が送れるよう支援する社会福祉協議会の事業に対し、補助金を交付しました。

⑥ 保健・医療体制の維持・確保

急患センターの運営や輪番病院による初期救急体制等による救急医療体制の維持、小児救急センターを含め、4つの医療機関が24時間体制で小児の救急患者を受け入れる体制を維持・確保するなど、市民が安心して安全な医療を受けられる体制整備に取り組みました。

⑦ 適切なセーフティネットの構築

「キャリアカウンセラー」の配置や、ハローワーク常設窓口の設置・活用による生活保護受給者の就労自立に向けたきめ細やかな支援を行うとともに、「適正化推進調査チーム」の配置による不正受給に対する厳正な対応と防止対策を実施するなど、生活保護の適正実施に取り組みました。

また、生活困窮者自立支援事業や、「ホームレス自立支援センター」の運営等によるホームレスの自立・就労支援などに取り組みました。

◆新たな生活課題への対応

市民の生活様式の変化や価値観の多様化などによる、新たな生活課題に対して対応できるよう、ボランティアやNPOなど自発的な市民活動の育成や支援を行うとともに、様々な活動主体との連携・協働関係を構築してきました。

【主な取り組み】

① NPO・ボランティア活動の促進

まちづくりの重要な担い手であるNPOやボランティアなどの市民活動を促進するため、ボランティア・市民活動センターや、市民活動サポートセンターを中心に相談受付や活動促進、人材育成のための研修などを実施しました。

② NPOなどによる公益活動の支援

NPO法人や市民活動団体が専門性を発揮して行う事業や、市と協働で行う事業に対して助成を行うとともに、活動事例を幅広く情報提供することなどを通じて、本市におけるNPO活動のさらなる発展を図りました。

③ 民間企業などと協働した地域の防災体制づくり

災害発生時に迅速な災害対策及び避難者支援を行うため、民間企業や大学と防災に関する協定の締結を進めています。

また、市総合防災訓練及び各区防災訓練において、協定締結企業を含めて訓練を実施し、連携強化に努めています。

◆課題

(1) 少人数世帯や地域のつながりの希薄化等により家庭・地域の支援力が低下する中、制度だけでは対応が難しい複合的な課題を抱える世帯が増加しており、地域におけるボランティア・互助活動と社会福祉法人、NPOなど専門性を有する機関が連携・協働した支援が必要となっている。

(2) 急速な少子高齢化の進展により、労働力人口が減少していく中、量的にも質的にも増加が見込まれる福祉需要に対応するためのサービス提供体制の構築や福祉人材の確保が求められている。

(3) 地域福祉の担い手が不足する中、新たなサービスの担い手としてNPO等の活動やコミュニティビジネスが期待されるが、市民の認知度が低く、人材確保や資金調達などの課題も多い。

中間見直し強化プランにおいて策定した 「充実・強化すべき13の方向性」

「北九州市の地域福祉 2011～2020」の策定後、さらなる少子高齢化と人口減少社会の到来など、地域福祉を取り巻く環境が変化しており、「地域包括ケアシステム」の構築や「地域共生社会」の実現などが求められるようになりました。

そこで、平成 29 年に「北九州市の地域福祉」の中間見直しを実施し、基本理念と基本目標は堅持し、基本目標ごとの課題を踏まえ、今後強めるべき取り組みの方向性や主体ごとの役割について「充実・強化すべき 13 の方向性」を定め、推進してきました。

◆一人ひとりが抱える課題を「みんなで受け止める地域」づくり

【方向性 1】意識の醸成

- ① 地域課題解決型の福祉教育の推進
〈例〉ウエルクラブによる福祉教育
- ② 効果的な広報・啓発

【方向性 2】交流の促進

- ① 近所（近助）の再生
- ② 多世代交流の場づくり
〈例〉子ども食堂の推進、大学での多世代交流・地域づくり事業
- ③ 高齢者の居場所・健康づくり
〈例〉暮らしの保健室、高齢者施設による介護予防活動など地域との連携

【方向性 3】地域課題・ビジョン・解決策を共有・検討する仕組みの構築

- ① 検討の場づくり
〈例〉校（地）区社会福祉協議会連絡調整会議
- ② 地域内の情報を共有できる情報媒体
- ③ 個人情報保護と活用
- ④ 成功事例の共有

【方向性 4】ボランティア・互助活動の促進

- ① ボランティア人材の育成とマッチング
- ② 参加しやすい情報の提供
- ③ 参加を促す仕組みづくり

- ④ 活動経費を賄う仕組みづくり
- ⑤ 学生の参加促進
〈例〉北九州市立大学の地域活動への取り組み

【方向性 5】NPO・企業等の社会貢献活動、コミュニティビジネスの活性化

- ① 地域団体とNPO・企業・社会福祉法人等との連携促進
〈例〉引きこもりの人や家族を対象とした寺カフェ
- ② 企業・事業所等への情報発信
- ③ プロボノ活動の推進
※プロボノ…各分野の専門家が職業上持っている知識・スキルを活かして社会貢献するボランティア活動
- ④ 地域ニーズや人材・資金提供者とのマッチング

【方向性 6】多様な地域人材の育成と役割分担

- ① 地域リーダーの発掘・育成
- ② 多様な人材の発掘・育成と役割分担

◆一人ひとりが抱える課題を 「地域の多様な専門性を活かして解決する仕組み」づくり

【方向性 7】本人や家族を丸ごと受け止める相談・支援体制づくり

本人や家族が抱える複雑な課題を丸ごと受け止め、効果的に自立を支援できる体制づくり。
〈例〉いのちをつなぐネットワーク事業、地域包括支援センター

【方向性 8】アウトリーチ・伴走型支援の充実

自らSOSを発見できない人などへのスムーズな支援や関係構築。
〈例〉NPO 抱撲による生活困窮者の世帯丸ごと支援

【方向性 9】困難を抱えた子どもや若者の早期発見・早期対応

保育所、幼稚園、小・中・高等学校などの教職員による、人材育成、社会資源情報の共有、支援ネットワークの強化。
〈例〉子ども・若者応援センター「YELL」、ひきこもり地域支援センター「すてっぷ」

【方向性 10】 経済的自立の支援

自立した生活ができるような支援、就業のための効果の高い生活・就業訓練などを実施。

【方向性 11】 健康づくりや認知症・介護予防の支援

主体的な健康づくりや認知症・介護予防活動が活発に行えるよう支援を強化。
 〈例〉 市民センターを拠点とした健康づくり事業、認知症支援・介護予防センターの設置

【方向性 12】 介護・福祉サービスの生産性向上

関係機関が連携・協働し、介護・福祉サービスの生産性を高める。
 〈例〉 国家戦略特区「介護ロボット等を活用した先進的介護の実証実装」

【方向性 13】 多様な福祉専門人材の育成

関係機関の連携・協働による、コーディネートを有する人材の育成。

地域包括ケアシステムの構築に向けた校区の「作戦会議」（協議体）

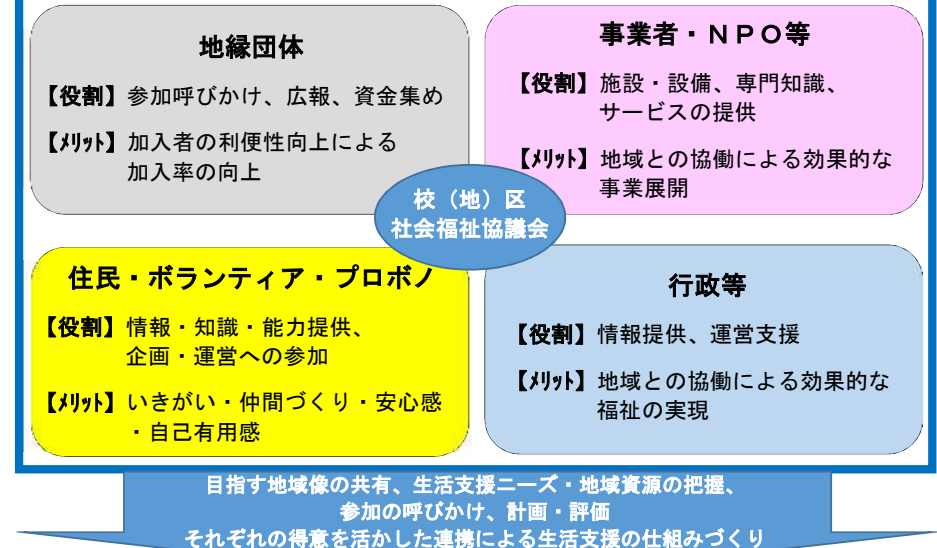
～校（地）区社会福祉協議会を核として多様な住民や団体が参加する協議・連携・実践の場～

平成29年度から、高齢者等の生活支援の充実と社会参加を促進し、地域の互助能力を高めることを目的に、「高齢者サロン」や「認知症カフェ」などの居場所づくりや「ボランティア」など地域住民が気軽に助け合える仕組みづくり、また買い物や送迎サービスなど事業者やNPO等と連携した生活支援サービスの創出などについて、様々な関係者が協議を行う「校区の作戦会議」の取組みを進めています。

この作戦会議を効果的に運営できるように、区役所に配置している地域支援コーディネーターや、いのちをつなぐネットワーク担当係長が相互に連携し、その地域の実情に合わせて、地域が主体となった課題の解決に向けた取組みの支援を行っています。

作戦会議に取り組んでいる校区の中には、困りごとのニーズを把握する際に、一人暮らしの高齢者から「日中一人でいる時間が長く孤独で寂しい」という相談を受け、その後、地域の福祉協力員に見守り活動を依頼するとともに、高齢者サロンやふれあい昼食会への参加につながった事例などもあります。

校区の「作戦会議」イメージ図



住み慣れた地域で安心して暮らせるための「3つ」の作戦

～全員参加と地域資源の組み合わせによる「三方よし」の地域づくり～

